

国立情報学研究所C i N i i R e s e a r c h利用細則

〔平成17年3月22日
制 定〕

改正 平成20年2月5日
平成21年3月27日
平成26年1月28日
平成29年3月16日
令和4年1月20日

(目的)

第1条 この細則は、国立情報学研究所学術コンテンツサービス利用規程（以下「学術コンテンツサービス利用規程」という。）第3条第3項に基づき、情報・システム研究機構国立情報学研究所（以下「研究所」という。）が提供するC i N i i R e s e a r c hのサービス（以下「本サービス」という。）の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(細則の遵守)

第2条 本サービスを利用する者（以下「利用者」という。）は、この細則を遵守するものとし、利用者は、この細則の内容を承諾したものとみなす。

(本サービスの内容)

第3条 本サービスは、学協会誌及び研究紀要等の学術雑誌に掲載された論文や、図書・雑誌、研究データ、博士論文、研究プロジェクト、人物（以下「論文等」という。）に関する情報の検索及び閲覧のサービスを提供するものである。

2 本サービスは、次の各号に掲げるサービスで構成する。

- 一 「基本サービス」とは、論文等の検索及び論文等に関する書誌的情報（タイトル、執筆者等）並びに論文等に関する付加情報（引用情報等）の閲覧サービスをいう。
- 二 「論文等の本体閲覧サービス」とは、論文等の本体の閲覧サービスをいう。なお、論文等の本体は基本サービスの検索を利用して表示される。

(利用者の区分)

第4条 本サービスの利用者区分は、次の各号に掲げる区分とする。

- 一 「機関利用者」とは、利用申請を行い、承認を得た機関の構成員であり、当該機関が承認を得た認証方法（IPアドレス、Shibboleth認証等）を使用して本サービスの利用を許諾された者をいう。
- 二 「一般利用者」とは、前号以外の者をいい、利用申請を行わず本サービスを利用することができる。

(利用申請、承認及び取消)

第5条 機関利用者として本サービスを利用しようとする機関の代表者は、所定の方法に

より利用を申請し、研究所の承認を得るものとする。

2 研究所は、前項の申請を審査し、適当と認める場合に承認する。

3 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、研究所は、利用申請を承認しない。また、承認後に判明した場合は、承認を取り消すことができる。

一 利用申請が所定の方法に適合しない場合

二 利用申請の内容に虚偽又は重大な誤りがある場合

三 過去に学術コンテンツサービス利用規程又はこの細則に違反した場合

四 学術コンテンツサービス利用規程又はこの細則に違反する恐れがあると判断する相当の理由がある場合

五 その他研究所が不適当と判断する相当の理由がある場合

(利用期間)

第6条 本サービスの利用期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 機関利用者は、利用期間を定めない。

二 一般利用者は、利用期間を定めない。

(変更届)

第7条 利用者は、利用申請後に届け出た内容に変更が生じた場合は、所定の方法により、遅滞なく、その旨を研究所に届け出るものとする。

2 利用者が前項の届出を怠った場合は、利用者が不利益を被ったとしても、研究所はいかなる責任も負わないものとする。また、研究所からの通知等が利用者に不到達となっても、通常到達することができたと想定される時に到達したものとみなす。

(利用の中止)

第8条 機関利用者が利用期間中に本サービスの利用を中止する場合は、所定の方法により研究所に届け出るものとする。

(改定等)

第9条 研究所は、必要に応じてこの細則を改定し、本サービスのホームページ上に掲載し又は研究所が相当と判断する他の方法で利用者に通知する。この場合、特別の指定がない限り、掲載又は通知の時から改定後の細則が適用されるものとする。

2 この細則の準拠法は日本国法とする。また、本サービスに関する紛争の第一審専属管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。